

## 沼津市立図書館資料収集基本方針

平成 5年 7月 1日改訂

平成 23年 9月 20日改訂

この収集方針は、沼津市立図書館の資料収集にあたっての基本的な姿勢を示すものである。

- 1 図書館は国民の知る権利を保障するために資料収集の自由を有する。この基本理念に基づき、沼津市立図書館は可能な限り資料を収集し提供する。また、市民への平等な資料の提供は図書館サービス網の充実によって実現される。
- 2 市民の知る権利を保障することを任務とする沼津市立図書館は、資料収集にあたり以下の諸点に留意する。なお、これは日本図書館協会が決議した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」を参照する。
  - 1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - 2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - 3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - 4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - 5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3 図書館資料の収集、選択は担当職員の合議したものを選書会議で決定をする。また、資料の選択及び収集についての最終責任者は沼津市立図書館長とする。
- 4 図書館は、図書、雑誌、新聞、パンフレット、点字図書、視聴覚資料など多様な資料を全分野にわたり幅広く収集する。特に沼津に関する資料や郷土で刊行された資料は積極的に収集する。
- 5 図書館は、常に利用者との対話や予約・リクエストなどを通じてその要求を把握し、市民の意見や批判には謙虚に耳を傾け、資料収集に反映させるよう努める。なお、利用は蔵書の構成によって影響されるので均衡のとれた資料収集に努める。
- 6 図書館は、蔵書をより魅力あるものとするため適切に資料の更新・除籍を行う。将来も利用が見込まれるもの、あるいは他に類書が見当たらないもの等、資料的価値の高いものは保存に努める。

この方針は、沼津市立図書館が市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するために、市民に公示する。今後、市民の利用状況、図書館サービスの進展および地域社会の変化によって必要が生じれば改訂し、市民の理解を求めていくものとする。

参照：図書館の自由に関する宣言　— 1979年改訂—

(社) 日本図書館協会総会決議　1979年5月30日

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1　図書館は資料収集の自由を有する
- 第2　図書館は資料提供の自由を有する
- 第3　図書館は利用者の秘密を守る
- 第4　図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。